

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第二章 労農党

一 ダレス特使への要望

一、ダレス特使への要望

対日講和問題の調査を使命として、一月二五日、アメリカのダレス特使一行が入京したのを機会に労農党では次のような要望書を発表した。

ダレス特使への要望

終戦後すでに五年有半、国民は対日講和の一日も早く実現されることを望んでいるにもかかわらず、いまだにその実現の域に達せざることはわれわれの甚だ遺憾とするところである。さいわいに貴下は今回対日講和に関する各方面の意見を徴するため訪日されたということである。われわれは貴下の対日講和のために尽される努力を多とするとともに日本の完全独立と平和のために左の諸点について考慮されんことを要望する。

一、全面講和の要望

われわれは一体としての連合国との全面講和を要望する。国民とくに勤労大衆の要望である日本の完全独立と平和、自由な通商のためには全面講和の実現以外に方途はない。何故なら単独講和ないし個別講和は日本の完全独立と平和を阻害し自由な通商を抑制するばかりでなく、それは戦争に連なる途であるからである。一部の単独講和論者のなかには、全面講和を前提として一まず単独講和を締結すべきであるとなすものがあるが、今日の国際情勢のもとにおいてはそれはむしろ全面講和を不可能にするとともにその対立をますます激化するものである。連合国はポツダム宣言その他の国際協定によって全面講和を約束していることを貴下は考慮されたい。

二、再軍備、警察予備隊武装強化反対の要望

われわれは日本の再軍備ならびに警察予備隊の武装強化に反対する。日本の安全は五大国(米、英、仏、新中国、ソ連)の協調を前とする国連に期待すべきであって、日本の再軍備ならびに警察予備隊の武装強化によってその安全を保障するとなすがごときは日本を戦争にまき込む以外の何ものでもない。ことにわれわれは憲法第九条において一切の軍備を廃棄し、平和国家として立つべきことを規定した。

われわれはこの憲法の規定をあくまでも尊重しなければならないことはもとより、また日本経済の実情から見て如何なる程度の再軍備ないし警察予備隊の武装強化も負担に耐えないものであることを貴下は考慮されたい。

三、領土に関する要望

われわれは既存の国際宣言ならびに国際協定によって規定された以外の諸島嶼につ

いてはその返還を要望する。日本が帝国主義的戦争によって領有した以外の諸島嶼は経済的にも歴史的にも文化的にも日本国民の郷土であり、これを失うことは国民生活の基盤を失うことを意味する。貴下は領土の国民生活にたいする重大な意義をここに考慮されたい。

四、財政経済自主回復の要望

われわれは財政経済の自主性を確立するため占領政策による諸制限を撤廃されるよう要望する。平和産業を抑圧して軍需産業を動員するが如きはもとより終戦処理費の重圧、国家資金運用上の制限、通商の制限、船舶使用の制限のごとき一切の制限を撤廃するにあらざれば日本の財政経済の自立を達成することはできない。貴下はこの点について考慮されたい。

五、勤労階級の生活安定に関する要望

われわれは勤労階級生活安定のためにも占領政策により諸制限を撤廃されるよう要望する。再インフレの危険は今日までに顕著であるばかりでなく税金の重圧はますます勤労階級の生活を抑圧しつつある。また公務員法、労働諸立法は勤労階級の正しい行動を抑圧しつつある。これら一切の抑圧を撤廃することなくして日本の社会不安は解消されない。貴下は日本社会の平和的な発達のためにこれらの点について考慮されたい。

一九五一年一月二四日

労働者農民党中央執行委員会

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
